長久手市市民活動災害補償制度取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、長久手市（以下「市」という。）内に活動の拠点を置く団体が行う市民活動中の事故について、長久手市市民活動災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

⑴　市民団体　主たる構成員を長久手市の市民（市外居住者を含む。）とし、自主的に構成され、市内に本拠地を有するあらかじめ市に登録された５人以上の非営利活動団体等の団体をいう。

⑵　指導者　無報酬（費用弁償を除く。）で、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）をいう。

⑶　スタッフ　市民団体の構成員及び指導者の補助員など市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者をいう。

⑷　参加者　市民活動に自発的に参加中の者をいう。（観覧者、見物人、市民活動を実施している施設等を利用しているだけの者は、対象外とする。）

⑸　市民活動　市民団体が行う別表に定める活動で、自由意思で行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある直接的な活動及び市（市の外郭団体を含む。）が行う事業に、市民団体、指導者、スタッフ及び参加者が、無報酬（費用弁償を除く。）で参加する活動をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動、市の補助金、交付金又は委託料等を受けて同種の保険に加入している活動は除く。

⑹　賠償補償対象者　市民団体、市民活動中の指導者及びスタッフ並びに市民活動団体に施設を提供する市、市が出資した法人及びこれに準ずる団体をいう。

⑺　賠償事故　市民活動中又は市民活動に起因して、他人の生命若し　くは身体を害し又は他人の財物を損壊等した場合において、賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

⑻　傷害補償対象者　市民活動の指導者及びスタッフ、参加者をいう。

⑼　傷害事故　第７条第２号の事故をいう。

⑽　特定疾病事故　第７条第３号の事故をいう。

（保険契約による制度の保全）

第３条　市は、災害補償制度を保全するための手段として、損害保険会社との間で市（賠償責任保険については、賠償補償対象者）を被保険者とする保険契約を締結する。

（団体登録）

第４条　災害補償制度の適用を受けようとする市民団体は、長久手市市民活動災害補償制度に関する市民団体登録申請書（様式第１号）により、市長へ事前に登録を行うものとする。

（団体の登録内容変更）

第５条　前条の規定により登録を行った市民団体について、団体名等の登録事項に変更が生じた場合は、長久手市民活動災害補償制度に関する市民団体登録変更届（様式第２号）により、速やかに市長へ報告するものとする。

（団体の登録取消）

第６条　第４条の規定により登録を行った団体が、登録を取り消す場合は、長久手市市民活動災害補償制度に関する市民団体登録取消届（様式第３号）により、速やかに市長へ報告するものとする。

（補償対象事故）

第７条　災害補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

⑴　賠償補償対象者が、市民活動中に他人の生命若しくは身体を害し又は他人の財物を滅失・き損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担すること（以下「賠償事故」という。）によって損害を被る事故

⑵　傷害補償対象者が、市民活動中（客観的資料により市民活動の開催日時、場所、出席者又は出席予定者が確認できる場合における開催場所と自宅との通常の往復経路途上は、市民活動中とみなす。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、熱中症又は腸管出血性大腸菌感染症により、事故の日からその日を含めて１８０日以内に死亡し、若しくは後遺障害が発生又は傷害を負った事故

⑶　傷害補償対象者が、急性心疾患（心筋梗塞、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として、市民活動中に死亡又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく３０日以内に死亡した事故

（適用除外）

第８条　賠償事故のうち、直接であるか間接であるかを問わず、賠償補償対象者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害は、災害補償制度による補償は適用されないものとする。

⑴　賠償補償対象者の故意

⑵　戦争（宣戦の有無を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう及び労働争議

⑶　地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象

⑷　日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任

⑸　賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

⑹　賠償補償対象者が業務に従事中に被った身体傷害（傷害に起因する死亡を

　含む。）によって生じた賠償責任

⑺　賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

⑻　施設の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事に起因する賠償責任

⑼　航空機、昇降機、自動車又は施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）若しくは動物の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任

⑽　その他、第３条に定める保険契約において保険金支払対象外となっている事故

２　傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、災害補償制度による補償は適用されないものとする。

⑴　傷害補償対象者又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反

⑵　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

⑶　地震、噴火又はこれらによる津波

⑷　核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様。）若しくは核燃料物質によっ

　て汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有

　害な特性又はこれらの特性による事故

⑸　傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

⑹　傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車若しく

　　は原動付自転車（以下「自動車等」という。）を運転している間、酒に酔った

 状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で自動車等を運転している間、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

⑺　傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、特定疾病事故を除く。

⑻　傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置

⑼　大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的である場合は、この限りではない。

⑽　傷害補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問わない。）

⑾　労働者災害補償保険法又はその他日本国の労働災害補償法令に基づく補償部分

⑿　その他、第３条により契約した費用・利益保険普通保険約款及び各種特約に定める事由によるもの

（賠償責任事故のてん補限度額、免責金額）

第９条　賠償責任事故のてん補限度額は、次の各号に掲げる額を限度とする。

⑴　他人の身体に損害を与え、賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負った事故（以下「身体賠償事故」という。）は、１人につき１億円、１事故につき１億円とする。ただし、製造、販売又は提供した財物が引き渡された後に、その財物の欠陥に起因して発生した事故又は作業の結果に起因して発生した事故（以下「生産物事故」という。）については、保険契約の期間内において１億円を限度とする。

⑵　他人の財物に損害を与え、賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負った事故（以下「財物事故」という。）は、１事故につき１億円とする。ただし、第３条の保険契約の保険期間内において、生産物事故については、保険期間中１億円を限度とし、一時的に他人の財物を借用した場合において当該借用物を損壊し、紛失し、又は盗取されたことによる事故においては１事故及び保険期間中１００万円を限度とする。

２　前項の各号に定める事故については、１事故あたりの免責金額を０円とする。

（死亡補償金）

第１０条　傷害事故の場合には３００万円、特定疾病事故の場合には５０万円を支払うものとする。ただし、すでに存在している身体傷害若しくは疾病、傷害事故又は特定疾病事故以外の原因による身体障害又は治療を怠った等、この額を支払うことが公平ではないと認められるときは、その影響がなかったときに相当する金額に調整する。以下、第１１条及び第１２条において同様とする。

（傷害事故の後遺障害補償金）

第１１条　市民活動の傷害補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

２　後遺障害補償金は一時金とし、その額は、後遺障害の程度により３００万円に保険契約に定められた割合を乗じて得た額とする。

（傷害事故の入院補償金等）

第１２条　市民活動の傷害補償対象者が傷害事故に起因して負傷した場合には、その者に対し入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

２　入院補償金及び通院補償金は、入院又は通院して治療に要した日数１日につき次に掲げる額とし、入院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日を限度とし、通院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日までの間において９０日を限度とする。手術補償金にあっては、１回の手術に限り支払うものとし、入院補償金に保険契約に定められた倍率を乗じて得た額とする。

⑴　入院補償金 入院１日につき３，０００円

⑵　通院補償金 通院１日につき２，０００円

（事故報告）

第１３条　市民団体は、市民活動中に事故が発生したときは速やかに災害補償制度事故報告書（様式第４号）（以下「事故報告書」という。）により事業所管課に報告する。ただし、補償対象者において所管課が不明の場合は、くらし文化部地域共生推進課に報告するものとする。

（事故の判定）

第１４条　市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、市民活動中の事故であると認定するにあたって、事実関係を審査する必要があると認めたときは、災害補償制度事故判定委員会（以下「判定委員会」という。）に諮るものとする。

２　市長は、当該事故が市民活動中の事故と認定した場合には、事故報告書の写しに判定結果を記載し、団体等又は参加者及び保険会社に通知するものとする。

３　市長は、当該事故が災害補償制度の対象ではないと認めたときは、事故報告書の写しに判定結果を記し、理由を付して事故報告書提出者に回答するものとする。

４　判定委員会に関することは、別に定めるものとする。

（補償金の請求）

第１５条　賠償事故にかかる補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、賠償補償対象者が市長に行うものとする。

２　傷害事故において死亡した場合及び特定疾患事故にかかる補償金の請求は、死亡の場合は傷害補償対象者の法定相続人が、生存の場合は傷害が完治した後当該傷害補償対象者が、市長に行うものとする。

（所管課）

第１６条　本制度運用担当課及び事業所管課は、補償金請求書が提出された場合は、その内容を審査し、第３条に基づき、損害保険会社が求めるすべての必要書類を提出して補償金請求を行う。

（補足）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、市民活動災害補償制度については、損害保険契約に適用される約款、特約条項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動の種類 | 定義 | 対象例 |
| １ 社会奉仕活動 | 社会または不特定多数の他人のためにすることを目的とする活動 | 清掃活動、美化活動、スポーツ競技の運営、災害復興支援、公共施設の管理、防災活動、交通安全活動 |
| ２ 社会福祉活動 | 社会的に支援を必要とする人のために行う活動 | 老人・障害児慰安旅行の付き添い、無償の老人介護など |
| ３ 社会参加活動 | 他人との交流を通じてよりよい社会を作ることを目的とする活動 | 自治会活動、祭礼、スポーツ以外のレクリエーション活動 |
| ４ 継続的かつ計画的な社会文化・教育活動 | 子供の健全な育成を目的とする活動で、学校、幼稚園、保育園に所属しない者が学生、児童、園児に対して行う教育的な活動を含む。ただし、スポーツを除く。 | 講演会、音楽会、絵画教室、演劇会など |
| ５ 継続的かつ計画的な社会体育活動 | スポーツ活動・レクリーション活動を通じた他人との交流により、よりよい社会を作ることを目的とする活動ただし、スポーツ活動の競技を主な目的として組織された、次の組織が行うスポーツ活動は補償対象外とする。a.体育協会、スポーツ少年団の加盟団体ｂ.学生・生徒により構成された体育部及び競技部ｃ.官公署又は企業の体育部および競技部ｄ.狩猟はいかなる場合でも補償対象外 | 地域のスポーツチームの競技、練習、上記１～４の活動を目的とする団体の親睦を目的として行われるスポーツスポーツを伴うレクリエーション活動 |